

令和7年度関係人口・移住者創出事業（体験プログラム事業）委託公募型プロポーザル実施要綱を次のとおり定める。

令和7年5月16日

長井市長 内谷 重治



令和7年度関係人口・移住者創出事業（体験プログラム事業）
委託公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

この要綱は、合宿免許で本地域に滞在中の首都圏等在住の学生に対し、本地域の魅力を体験し、知っていただく機会を創出するため、自動車学校の教習生を対象とした体験プログラムを実施するにあたり、受託者選定のための公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業 務 名

令和7年度関係人口・移住者創出事業（体験プログラム事業）

(2) 業 務 内 容

別紙「関係人口・移住者創出事業（体験プログラム事業）仕様書」のとおり。

(3) 履 行 期 間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとする。

(4) 提案上限額

総額28,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 費 用

業務の実施に必要な費用、打合せ・納品に係る交通費など、全ての費用を含むものとする。

(6) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル

3 プロポーザルの参加者の募集

(1) 募集方法：長井市役所の掲示場への掲示及び長井市ホームページで公募する。

(2) 公募期間：令和7年5月16日（金）から令和7年5月28日（水）まで

(3) 参加要件

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ① 過去5年間に於いて、同種業務又は類似業務の実績を有していること。
- ② 業務の遂行に当たって、次のア～イに示す体制がとれること。

- ア プロポーザル審査に係る企画・提案を行ったスタッフと同一のスタッフ又は同等の見識・スキルを持つスタッフが契約期間を通じて業務を担当すること。
- イ 常に連絡の取れるスタッフを配置し、そのスタッフが責任を持って市担当者との連絡調整を行うこと。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ④ 本プロポーザルを実施する年度の長井市指名競争入札参加者登録に参加登録申請が提出されていること。未登録の場合は別紙1「入札未登録事業者提出書類」に記載された書類を提出すること。
- ⑤ 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- エ 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
- オ プロポーザルに参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- カ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- ⑦ 個人情報の取り扱いなどに留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- ⑧ 業務一括を再委託しないこと。
- (4) 提案方法:「単一の事業者による提案」又は「主たる提案者及び本事業の遂行に必要な契約を市と個別に締結する共同事業者(以下、「共同事業者」という。)の共同提案」とする。なお、共同提案の場合は、以下の要件を満たすこと。
- ① 主たる提案者及び共同事業者の共同で行うこととし、参加申込手続きを連名で行うこと。また、提案の際、共同事業者一覧表(様式第7号)により、市とそれぞれの共同事業者が個別に契約を締結する業務の内容を明確にするとともに、業務の遂行に当たっては全事業者が協力して行うこと。
- ② 市と共同提案を構成するそれぞれの事業者が個別に契約を締結する業務の内容、当該業務に対応する事業者及び契約に係る見積りを提案すること。
- ③ (3)参加要件のうち④については、主たる提案者のみが満たせば可とする。
- ④ 共同提案を構成する全事業者が、本事業への単独提案及び他の共同提案への参加を行っていないこと。

4 スケジュール

日 時	内 容
-----	-----

令和7年5月16日（金）	公募開始
5月28日（水）17時	参加表明書、質問の提出期限
5月29日（木）	質問への回答予定
6月2日（月）17時	企画提案書等の提出期限
6月4日（水）13時	面接審査

5 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、期日まで以下のものを提出すること。

（１）提出期限：令和7年5月28日（水）17時必着

（２）提出書類

① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）…1部

② 提案事業者会社概要（様式第2号）…9部

③ 類似業務実績調書（様式第3号）…9部

※①、②、③について、共同提案の場合は主たる提案者について提出すること。

※単独提案及び共同提案の主たる提案者について、本市の令和7年度指名競争入札参加登録簿に登録されていない場合は、（別紙1）入札未登録事業者提出書類に記載された書類を提出すること。

（３）提出方法：持参又は郵送（一般書留）

① 郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。

② 既に送達した参加表明書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。

③ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

（４）提出先：下記12のとおり。

（５）質 疑

本要綱又は仕様書に質疑がある場合は、公募型プロポーザル参加表明書と併せて質問書（様式第4号）を提出すること。回答は、5月29日（木）まで参加表明書提出者全員に電子メールにて行う。

6 企画提案書等の提出

（１）提出期限：令和7年6月2日（月）17時必着

（２）提出書類

①企画提案書等一式…9部

ア 企画提案書

企画提案書には、以下の事項を記載すること。

（i）実施内容、開催イメージ

（ii）体制図

（iii）業務スケジュール

（iv）開催後の効果等

※企画提案書については、A4版20ページ以内で作成すること。

イ 企画提案書（概要版）

企画提案書を要約した概要版を、A3版2ページ以内で作成すること。

対外的に公表する可能性があることに留意の上、作成すること。

ウ 見積書及び積算内訳書

- ・履行期間内に本業務内容を実施するための費用について作成すること。
- ・金額は、消費税及び地方消費税を除く金額及び消費税及び地方消費税を含む金額の両方を記入すること。

②令和7年度関係人口・移住者創出事業（体験プログラム事業）プロポーザル参加申込書（様式第6号の1又は様式第6号の2）…1部

※単独提案の場合は様式第6号の1を、共同提案の場合は様式第6号の2を提出すること。

※様式第6号の2について、共同事業者の様式が不足する場合は適宜コピーし、全事業者分提出すること。

③共同事業者一覧表（様式第7号）…9部

④共同事業者会社概要（様式第8号）…9部

※③、④については、共同提案の場合のみ提出すること。

(3) 書類提出に当たっての留意事項

- ・企画提案書等は書面及び電子データを提出すること。
- ・電子データは、マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイントで閲覧可能な形式又はPDF形式によるものとし、CD-ROMに保存した上で提出すること。

(4) 提出方法：持参又は郵送（一般書留）

- ① 郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。
- ② 既に送達した企画提案書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。
- ③ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

(5) 提出先：下記12のとおり。

7 審査方法

参加要件を満たし、企画提案書等を提出した者について、面接審査（提出書類等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。審査は、令和7年度関係人口・移住者創出事業（体験プログラム事業）委託公募型プロポーザル審査委員会が実施し、別紙2「令和7年度関係人口・移住者創出事業（体験プログラム事業）委託公募型プロポーザル 審査票」の審査基準に基づき契約候補者を選定する。

面接審査日は次のとおりとし、詳細な時間については参加表明書等を提出した者に、別途通知する。

- (1) 日 時：令和7年6月4日（水）13時00分から
- (2) 場 所：長井市役所 2階 庁議室
- (3) 内 容：プレゼンテーションは企画提案書等の内容により説明することとし、資料の差替えや追加は認めない。出席者は3名以内とする。
- (4) 設定時間：1事業者につき40分（プレゼンテーション20分以内、質疑20分以内）。なお、市がHDMIで接続可能な200インチモニターを準備する。パソコン等

(Mac端末不可)は各自準備すること。

(5) その他：審査委員会は非公開とする。

8 審査結果の通知

審査結果は、決定後速やかに通知する。ただし、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

9 契約の締結

- ① 審査委員会において契約候補者となった者と提案された内容を基本として協議を行い、仕様を確定させたうえで、契約を締結する。
- ② 契約候補者との契約締結の協議が不調に終わった場合は、次点事業者と交渉することとする。
- ③ 複数の事業者で共同提案された場合は、個別にそれぞれの事業者と契約することとする。
- ④ 契約について、市と契約を締結する者は、委託業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託してはならないものとする。また、委託業務の全部若しくはその主たる部分以外の一部の業務を第三者に委託する場合は、市の承認を得るものとする。

10 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーションに欠席した場合
- ⑥ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

11 その他留意事項

- ① 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- ③ 本要綱に定めのない事項については、適宜市が判断するものとする。

12 連絡・書類等提出先

長井市 地域づくり推進課 地域づくり推進室 担当：横山、梅津

住所：〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

電話：0238-82-8005（内線325） FAX：0238-87-3368

E-Mail：n-chiiki@city.nagai.yamagata.jp

※郵送による提出の場合

〒993-8601

山形県長井市栄町1番1号

